

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程（平成24年旭医大達第52号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) センター長(2) 副センター長(3) センター専任教員(4) 内科系各診療科の教員のうちから 2人(5) 外科系各診療科の教員のうちから 2人(6) 副看護部長（業務担当）(7) 集中治療部ナース・ステーション看護師長<u>(8) 外来ナース・ステーション看護師長</u>（新設）<u>(9) 臨床工学技士のうちから 1人</u><u>(10) 病院事務部長</u><u>(11) その他病院長が必要と認めた者</u>	<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) センター長(2) 副センター長(3) センター専任教員(4) 内科系各診療科の教員のうちから 2人(5) 外科系各診療科の教員のうちから 2人(6) 副看護部長（業務担当）(7) 集中治療部ナース・ステーション看護師長<u>(8) 臨床工学技士のうちから 1人</u><u>(9) 病院事務部長</u><u>(10) その他病院長が必要と認めた者</u>

2 前項第4号, 第5号, 第9号及び第11号の委員は, 病院長が委嘱する。
(任期)

第4条 前条第1項第4号, 第5号, 第9号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は, 再任されることができる。

第5条～第9条 (略)

附 則

この規程は, 令和3年7月14日から施行する。

【改正理由】

透析センター運営委員会の構成員を見直し, もって委員会の円滑な運営を図るため, 所要の改正を行うものである。

2 前項第4号, 第5号, 第8号及び第10号の委員は, 病院長が委嘱する。
(任期)

第4条 前条第1項第4号, 第5号, 第8号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は, 再任されることができる。

第5条～第9条 (略)